

総社市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第14号

総社市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

総社市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年総社市規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改正後	改正前
<p>(自立支援医療費の支給認定の申請) <u>第12条</u> 略 (支給認定の通知等) <u>第13条</u> 略 (支給認定の変更の申請) <u>第14条</u> 略 (変更認定の通知等) <u>第15条</u> 略 (申請内容の変更の届出) <u>第16条</u> 略 (医療受給者証の再交付の申請)</p>	<p>(高額障害福祉サービス費の支給申請等) <u>第12条</u> 省令第34条第1項に規定する高額障害福祉サービス費の支給の申請は、高額障害福祉サービス費支給申請書によらなければならない。 <u>2</u> 市長は、前項の申請により高額障害福祉サービス費の支給の要否を決定したときは、高額障害福祉サービス費支給（不支給）決定通知書を申請者に送付しなければならない。 (自立支援医療費の支給認定の申請) <u>第13条</u> 略 (支給認定の通知等) <u>第14条</u> 略 (支給認定の変更の申請) <u>第15条</u> 略 (変更認定の通知等) <u>第16条</u> 略 (申請内容の変更の届出) <u>第17条</u> 略 (医療受給者証の再交付の申請)</p>

改正後	改正前
<p>第17条 略 (支給認定の取消し)</p> <p>第18条 略 (高額障害福祉サービス等給付費の支給申請等)</p> <p>第19条 省令第65条の9の2第1項及び第3項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給の申請は、高額障害福祉サービス等給付費支給申請書によらなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請により高額障害福祉サービス等給付費の支給の要否を決定したときは、高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書を申請者に送付しなければならない。</p>	<p>第18条 略 (支給認定の取消し)</p> <p>第19条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。